

○菊池市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則

平成17年3月22日

規則第76号

改正 平成20年規則第1号

平成23年規則第7号

平成27年規則第26号

平成28年規則第22号

平成30年3月30日規則第13号

平成31年4月22日規則第22号

令和3年3月24日規則第13号

令和4年4月1日規則第34号

令和6年12月2日規則第31号

(注)平成22年1月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、菊池市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成17年条例第120号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例によるものとする。

(受給資格証の交付等)

第3条 条例第6条第1項の規定による申請は、ひとり親家庭等医療費受給資格証交付(更新)申請書(様式第1号。以下「受給資格証交付申請書」という。)に別紙1ひとり親家庭等であることの申立書及び証明書又は別紙2父母のない児童であることの申立書及び証明書を添付しなければならない。

2 市長は、前項の受給資格証交付申請書の提出を受けたときは、その適否について審査を行い、適当と認めた者については、ひとり親家庭等医療費受給資格証交付台帳(様式第2号)に記載し、菊池市ひとり親家庭等医療費受給資格証(様式第3号。以下「受給資格証」という。)を交付し、不適当と認めた者については、ひとり親家庭等医療費受給資格証交付(更新)申請却下通知書(様式第4号)によりその旨を通知するものとする。

3 条例第7条第2項に規定する受給資格の確認は、受給資格証その他必要な書類を提出させ、毎年8月11日から9月10日までの間に行わなければならない。

4 受給資格証の有効期間が満了したとき、又は受給資格証に記載された受給資格者の全ての者が受給資格を失ったときは、受給資格証を速やかに市長に返還しなければならない。

(給付の申請方法)

第4条 条例第10条第1項の規定に基づくひとり親家庭等医療費助成金の申請は、毎月、ひとり親家庭等医療費助成金申請書(様式第5号)を病院、診療所、調剤薬局等に提出し、診療(調剤)報酬欄の記載を受けた上、市長に対し行うものとする。ただし、当該医療機関等の領収証の発行を受けた場合は、これをもって代えることができる。

2 条例第2条第4項に規定する社会保険各法の規定による高額療養費の支給を受けることができる場合の前項の申請書には、次の区分ごとに当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 政府管掌健康保険の被保険者又は被扶養者に係る申請書 社会保険事務所の発行する(高額)療養費決定通知書

(2) 健康保険組合管掌健康保険の被保険者又は被扶養者に係る申請書 各健康保険組合の発行する高額療養費決定通知書

(3) 各共済組合法による被保険者又は被扶養者に係る申請書 各共済組合の発行する医療受給状況に関する通知書

3 第1項の規定にかかわらず、助成金の額が1,000円に満たない場合の申請は、条例第10条第2項に規定する期日の範囲内において別に定める月ごとにこれを行うことができる。

4 条例第10条第1項ただし書の規定により保険医療機関等が受給者に代わり助成金の請求をしようとするときは、ひとり親家庭等医療費請求書(様式第6号)にひとり親家庭等医療費明細書(様式第7号)を添え、市長に提出しなければならない。

(給付の決定等)

第5条 市長は、条例第11条の規定に基づく給付の適否について、審査を行い、適当と認めた者については、ひとり親家庭等医療費助成金決定通知書(様式第8号)により、不適当と認めた者についてはひとり親家庭等医療費助成金却下通知書(様式第9号)

により、その旨を申請者に通知するものとする。

(届出)

第6条 条例第12条に規定する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 受給資格者及び世帯主等の住所・氏名
- (2) 被保険者名
- (3) 保険者名又は組合名
- (4) 医療保険の記号番号
- (5) 附加給付金の内容
- (6) 受給資格の該当要件
- (7) 受給資格者のうち一部の者に係る資格喪失
- (8) その他必要な事項

2 前項各号に掲げる事項に係る届出は、ひとり親家庭等医療費受給資格変更届(様式第10号)により行わなければならない。

3 条例第12条に規定する受給資格を失ったときの届出は、ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届(様式第11号)により行うものとする。

(再交付)

第7条 受給資格者は、受給資格証を破損し、又は亡失したときは、市長に対し、再交付の申請をひとり親家庭等医療費受給資格証再交付申請書(様式第12号)により行わなければならない。

(助成金の返還)

第8条 条例第13条の規定による助成金の返還通知は、ひとり親家庭等医療費助成金返還通知書(様式第13号)により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の菊池市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則(昭和56年菊池市規則第14号)、七城町母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則(昭和57年七城町規則第4号)、旭志村母子家庭等医療費助成に関する条例

施行規則(昭和57年旭志村規則第3号)又は泗水町母子家庭等医療費の助成に関する
条例施行規則(昭和60年泗水町規則第8号)の規定によりなされた処分、手続その他の
行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第7号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第26号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第22号)

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第13号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年規則第34号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格証交付(更新)申請書

年 月 日

菊池市長 様

下記のとおり交付を申請します。

申請者氏名				個人番号			
住 所				電話番号			
対象者氏名				続柄	生年月日		同居別居別
					・ ・		同・別
					・ ・		同・別
					・ ・		同・別
					・ ・		同・別
					・ ・		同・別
					・ ・		同・別
					・ ・		同・別
加 入 保 険	保険者名称				記号番号		
	被保険者氏名				事業所名称		
	資格取得年月日	年	月	日	附加給付の状況		有 ・ 無
	所得額				児童扶養手当番号		第 号
振 込 先	金融機関名				支店名		
	種別	普通			口座番号		
	氏名(カタカナ)						
【同意書】 申請に伴い、私の世帯の税務調査について同意します。 年 月 日 _____							

【市記入欄】

申 請	☐ 児童扶養手当と同時申請				
	☐ 医療費助成のみ申請				
	☐ 児童扶養手当受給者申請				
該当要否	☐ 該当 ☐ 非該当				
支給要件	☐ 死亡	☐ 離婚	☐ 遺棄	☐ 生死不明	
	☐ 拘禁	☐ 障がい	☐ 未婚	☐ その他	